

5環バ第311号
令和5年12月27日

大臣官房各課長及び各部局庁の長 殿
各地方農政局長、北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

大臣官房環境バイオマス政策課長

補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指すとともに、補助金の拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、

「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する。」

これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。

具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された『農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組』について、

- ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること
 - ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告すること
- を義務化することとする。

上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。」

とされた。

これらの方針を踏まえ、当省が執行する補助事業及び物品・役務（委託事業を含む）の調達において、事業の実施に当たり、新たな環境への負荷が生じることのないよう、事業実施主体又は受益者が最低限行うべき環境負荷低減の取組として、別添のチェック

クシートのひな形を作成した。

官房各課、各部局庁及び各地方農政局等においては、令和6年度の補助事業及び物品・役務（委託事業を含む）の要綱・要領又は仕様書等を定める際に、別添のチェックシートのひな形を参考に、事業実施主体または受益者に対し、事業実施期間中に取り組む内容について、申請時に提出すること又は遵守することを求める旨の規定を位置付けるとともに、その旨を各事業の関係機関、関係団体及び地方自治体に周知されたい。

その際、事務負担を軽減する観点から、①各事業の既存の申請書、仕様書等の様式に所要の内容を反映し、既存の申請等の手続の中で提出を求めること、②事業実施主体が共通で事業内容が類似する複数の事業において、申請書、仕様書等の様式の共通化やチェックシートの一括提出等によりワンストップ化を図ること等を検討されたい。

なお、事業実施後の報告及び取組状況の確認については、今後、具体的な実施方法を検討の上、令和7年度以降、順次導入する予定である。令和6年度からの試行実施期間においても、改善すべき点が判明した場合には所要の改善を行うとともに、チェックシートの提出や取組内容に不備があった場合においてもペナルティ措置の対象とはしないこととする。

また、環境負荷低減のクロスコンプライアンスについては、全省的に、関係機関における物品・役務の調達（委託事業を含む）においても実施することから、貴管下の関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

別添：環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（ひな形）

環境負荷低減のクロスコントロライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	□	*飼料生産を行う場合（該当しない）□	□	⑨ □	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
②	□	*飼料生産を行う場合（該当しない）□	□	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩ □	*特定事業場である場合（該当しない）□	□
③	□	*飼料生産を行う場合（該当しない）□	□	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	□	*飼料生産の適正な使用・保管農薬の使用状況等の記録・保存	□	⑪ □	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑤	□	*飼料生産を行う場合（該当しない）□	□	⑫ □	関係法令の遵守	□
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬ □	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	□
⑥	□	*病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□	⑭ □	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	□
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑮ □	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	□
⑦	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□	⑯ □	正しい知識に基づく作業安全に努める	□
⑧	□	*飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない）□	□			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要で、◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

環境負荷低減のクロスコントラックリスト チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
① □	*農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	⑦ □	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
		⑧ □	資源の再利用を検討	□
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
② □	*農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	⑨ □	*生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	□
		⑩ □	*特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③ □	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	□	⑪ □ みどりの食料システム戦略の理解	□
		⑫ □ 関係法令の遵守		
④ □	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビーズ・クールビーズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	□	⑬ □ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□
⑤ □	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	□		
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	*機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	□
⑥ □	*肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□	⑭ □ 正しい知識に基づく作業安全に努める	□
		⑮ □		

※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。